

慶應義塾大学全塾協議会規約

前文

慶應義塾大学全塾協議会は、本規約制定以前より、文化団体連盟、学術研究団体連盟、体育会、全国慶應学生会連盟、全塾ゼミナール委員会、四谷自治会、福利厚生機関の上部団体によって構成され、学生自治活動の代表者として、自治会費配分の業務を暫定的に代行し、全学部生の利益にかかわる活動を、その助言と承認によって向上・発展させてきた。これらの歴史的経緯を踏まえた上で、全塾協議会は、上部団体として芝学友会を迎えてその手を広げ、塾生の代表の公選制を導入し、唯一の正統な代表機関として、塾生の総意に基づき、義塾の創造及び塾風の宣揚を実現する。そこで、当規約は、学生自治に関する業務を行うにあたっての運営及び組織について定め、以て全塾協議会の公平公正な運営、全塾生のための福利厚生を増進を図らんとするものである。

第1章（総則）

第1条（定義）

本規約においては、以下の定義を用いる。

- 一 所属団体 本規約に定められる方法によって全塾協議会に加盟している団体。
- 二 上部団体 前号の内、上部団体規則において定められる団体。
- 三 傘下団体 所属団体が代表をする連盟等の枠組みに加盟している団体。
- 四 代表者 委員長、主将、主幹その他各団体が定める長の地位にある者。

第2条（全塾協議会）

- ① 慶應義塾大学全塾協議会（以下「全塾協議会」という）は慶應義塾大学における塾生を代表する組織であり、慶應義塾大学における学生自治に関する最高意思決定機関である。
- ② 全塾協議会は、塾生代表がこれを代表する。
- ③ 全塾協議会、塾生代表、所属団体、事務局及び特別委員会は、本規約及びその他全塾協議会によって定められる規則を遵守しなくてはならない。

第3条（全塾協議会の構成）

全塾協議会は塾生代表、所属団体、事務局及び特別委員会によって構成される。

第4条（全塾協議会の解散）

- ① 全塾協議会は、議会の全会一致による議決とその後の塾生代表の承認により解散

することができる。

- ② 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は解散しなければならない。
 - 一 全塾協議会の定例会及び臨時会が、緊急の事情なく6か月以上行われない場合。
 - 二 塾生代表が選出されなかった場合。
 - 三 全塾協議会の解散が塾生から発議され、それが議会によって議決された上で塾生代表の承認があった場合。
- ③ 前項3号の発議がなされた場合、全塾生を対象とした投票を行わなければならない。ただし、定足数は全塾生の10分の1とし、過半数の賛成を以て可決する。
- ④ 前項の投票については、全塾協議会選挙規則を準用する。

第2章（議会）

第1節（組織）

第5条（議会）

- ① 全塾協議会は議会を置く。
- ② 議会は、全塾協議会の最高意思決定機関である。
- ③ 議会は、議員によって構成する。
- ④ 議員は、止むを得ない場合を除き定例会及び臨時会に出席しなければならない。

第2節（議員）

第6条（議員）

- ① 議員は、上部団体の代表者とする。
- ② 議員は、職務を行うについて止むを得ない事情がある場合、各団体の構成員に職務を代行させることができる。
- ③ 上部団体の代表者は、その所属する所属団体が資格を除名又は停止された場合、議会構成員たる資格も停止する。
- ④ 前項の規定に関わらず、議員の資格停止について、第39条2項及び3項を準用する。

第4節（権限）

第7条（権限）

議会は全塾生の利益のために以下のことを議決しなければならない。

- 一 規則を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。

四 その他規則により議会の権限に属する事項。

第5節（議長）

第8条（議長）

議会は議長を置く。

第9条（職務）

議長は議事進行に関する職務を行う。

第10条（選出）

- ① 議長は議員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。
- ② 議長が定例会又は臨時会を欠席した時は、前項の規定に基づいて議長臨時代行を指名し、職務を行わせなくてはならない。ただし、議長臨時代行の任期は議決した定例会又は臨時会のみとする。
- ③ 前項の議長臨時代行の選出を行う場合には、事務局長が、議長の職務を行う。

第11条（任期）

議長の任期は選出の日より1年間以内とする。

第12条（特則）

- ① 本規約の定めに基づき、または事故などにより議長がその職務を行えない時は、議決を以て議長代行の選出を行わなくてはならない。ただし、議長代行は当該事由の消滅により当然失職する。
- ② 前項の議長代行の選出を行う場合には、事務局長が、議長の職務を行う。

第6節（定例会及び臨時会）

第13条（招集）

- ① 議会の招集は、塾生代表がこれを行う。ただし、塾生代表がこれを行えない場合は議長が招集することができる。
- ② 議会の招集は、少なくとも14日前までに、口頭、書面又は電磁的な方法を用いて、これを所属団体、特別委員会及び仮加盟団体に通知しなくてはならない。ただし、臨時会については3日前までに通知すれば足りる。

第14条（定例会）

塾生代表は、月に一度、定例会を招集しなければならない。

第15条（臨時会）

- ① 塾生代表は、臨時会を招集することができる。
- ② 議員は、臨時会の招集を塾生代表に請求することができる。
- ③ 前項の請求があった場合、塾生代表は14日以内に臨時会を招集しなければならない。

第16条（定例会及び臨時会の成立）

定例会及び臨時会は、以下の出席を以て成立する。

- 一 塾生代表
- 二 議員の3分の2以上
- 三 事務局長

第17条（議決）

- ① 定例会及び臨時会の議事は、出席する議員の過半数でこれを決する。
- ② 議案に対して特別な利害関係を持つ議員は、その議案の議事に参加することができない。

第18条（緊急執行）

- ① 緊急の課題で定例会及び臨時会の開催を待つことができないとき、各団体の責任において議決が必要な事案を執行することができる。ただし、塾生代表の事前の承認を必要とする。
- ② 前項の場合、塾生代表は、その執行の後初めに招集された定例会又は臨時会において議会から承認をえることを要する。議会から承認がえられなかったとき、塾生代表の事前の承認は無効とする。
- ③ 前項の場合において、必要なときは、議会において議長は緊急執行をした団体に説明を求めることができる。

第19条（議案の提出）

- ① 塾生代表、議員、所属団体、事務局及び特別委員会は、議長に対し、議案を提出することができる。
- ② 議案提出にあたっては、議会開催日の7日前までに当該議案及びそれに付随する一切の資料を所定の方法により提出しなければならない。ただし、臨時会については前日までに提出すれば足りる。
- ③ 前項の規定に関わらず、緊急の議案の提出は、議長の許可を得て、第1項に掲げる者が行うことができる。

第20条（塾生による発議）

- ① 前条の規定に関わらず、塾生（慶應義塾大学の正規生（慶應義塾大学の各学部の定める卒業要件を満たし、卒業後に学位を取得できる課程のうち、通信教育課程を除くものの学生をいう。）に限る。以下本条及び第28条において同じ。）は、全塾生の100分の1の署名を以て、議長に対して議案を提出することができる。ただし、この規約に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- ② 前項の場合において、議会で当該議案が否決された場合においては、発議した塾生は、塾生による投票を議長に請求することができる。
- ③ 議長は、前項の請求を受けたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、全塾生による投票の実施を通知しなければならない。
- ④ 選挙管理委員会は、前項の通知を受けたときは、全塾生を投票人とした投票を行わなくてはならない。この場合においては、有効投票数は全塾生の10分の1とし、その過半数の賛成があった場合においては、当該議案は議会において可決されたものとみなす。
- ⑤ 前項の投票に関し必要な事項は、選挙規則の定めるところによる。

第21条（公開）

定例会及び臨時会は公開しなければならない。ただし、特別の理由が存するときは、上部団体の全会一致でこれを非公開とすることができる。

第22条（議事録）

- ① 議会は、議事録を公開しなくてはならない。
- ② 議事録は、事務局が作成する。
- ③ 議長は、議事録を真正なものとする場合、議事録に署名しなくてはならない。
- ④ 前項の署名がなければ、議事録は成立しない。

第23条（諮問、参考人招致）

- ① 議長は、必要と認める場合、適切な機関に諮問をすることができる。
- ② 議長は、特に必要と認める場合、定例会又は臨時会に参考人を招致することができる。

第3章（執行機関）

第1節（塾生代表）

第24条（塾生代表）

全塾協議会は、塾生代表を置く。

第25条（職務）

① 塾生代表は全塾協議会を代表し、又執行機関の長として全塾生の利益のために以下各号の職務を行う。

- 一 所属団体又は特別委員会に属さない、慶應義塾大学の公認団体及び塾生の意見の集約を行う。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 緊急執行に関する事前の承認。
- 四 所属団体の活動の監督、助言。
- 五 その他自治活動に必要と思われる業務。

② 塾生代表は事務局に職務を委託することができる。ただし、前項3号は委託することができない。

第26条（議会との関係）

議会の議決には、塾生代表の承認を要し、これを塾生代表が拒否する場合、議決は成立しない。ただし、第30条についての議決は、これを再議に付すことができない。

第27条（他の役職の兼任の禁止）

塾生代表は、所属団体及び特別委員会を代表する役職、事務局長及び事務局員を兼任してはならない。

第28条（選出）

- ① 塾生は、塾生代表の選挙権を有する。
- ② 塾生代表の選挙権を有する者は、塾生代表の被選挙権を有する。ただし、次に掲げる者はこの限りでない。
 - 一 選挙管理委員会の委員その他の構成員
 - 二 第27条の規定により塾生代表との兼任が禁止されている者
- ③ 塾生代表の定数は、1人とする。
- ④ この規約に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、選挙規則の定めるところによる。

第29条（任期）

- ① 塾生代表の任期は、1年とする。
- ② 前条の選挙において当選人となった者は、選挙規則の定めるところにより議会において宣誓した時、塾生代表に就任する。
- ③ 第1項の規定に関わらず、塾生代表は、後任者が就任したときは、退任する。

- ④ 塾生代表の任期が満了したときは、当該塾生代表は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。この場合において、就任した時から 18 月を超えて在任してはならない。

第30条（解任）

- ① 塾生代表の解任について、第 40 条 1 項を準用する。
- ② 前項の規定に関わらず、塾生代表の解任について、第 39 条 2 項及び 3 項を準用する。
- ③ 前 1 項及び 2 項の規定により塾生代表の解任が発議された場合には、当該塾生代表の職務は停止される。
- ④ 前項の塾生代表の解任が否決された場合には、当該塾生代表はその職務に復帰する。
- ⑤ 前 3 項により塾生代表が職務をとれない間に、議会の議決を要する緊急の事案があった場合、その議決は承認を要さない。ただし、事後に塾生代表の承認を得ることを要する。
- ⑥ 塾生代表が解任された場合、選挙管理委員会は直ちに選挙を行わなければならない。

第31条（秘書）

- ① 塾生代表は、秘書を任命することができる。ただし、議会の承認の議決を要する。
- ② 塾生代表は、秘書の活動に関する全ての責任を負う。
- ③ 塾生代表は、秘書の活動目的を明確にしなければならない。毎月の定例会にて秘書の活動内容の報告の義務を負う。
- ④ 塾生代表は、秘書を解任することができる。
- ⑤ 秘書は、塾生代表の失職に伴い、失職する。

第 2 節（事務局）

第32条（事務局）

- ① 全塾協議会は、全塾協議会事務局をおく。
- ② 事務局は、全塾協議会の規則、予算その他の議会の議決に基づく事務を執行する。
- ③ 事務局の住所は東京都港区三田 2 丁目 15 番 45 号慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎学生団体ルーム内とする。
- ④ 事務局は、事務局長がこれを代表とする。

第33条（所管事務）

事務局は、以下各号の事務を行う。

- 一 塾生代表及び議会への補佐。
- 二 監査に関する資料の作成。
- 三 議会の議決の執行。
- 四 議会の議事内容に関する、全学部生への広報、自治活動に関する啓発。
- 五 その他、塾生代表の職務の補佐。

第34条（構成）

- ① 事務局は、事務局長及び事務局長によって承認された事務局員によって構成される。
- ② 事務局長は、事務局員に変動があった場合、全塾協議会に報告しなくてはならない。

第35条（事務局長の他の役職の兼任の禁止）

事務局長は所属団体を代表する役職を兼任してはならない。

第36条（事務局長の選出）

事務局長は事務局員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。

第37条（細則）

- ① 事務局は規則を制定しなければならない。
- ② 規則の変更は議会の承認を得なければならない。

第3節（所属団体）

第38条（活動の保障等）

- ① 所属団体は常に全塾生のための福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される。
- ② 所属団体は全塾協議会に対して登記義務を負う。登記の方法については、全塾協議会登記規則の定めによる。

第39条（加盟及び除名）

- ① 全塾協議会への加盟及び除名の手続きは、議会の議決によらなくてはならない。
- ② 前項の規定に関わらず、全塾生の10分の1の署名を議長に提出することを以て、加盟及び除名を発議することができる。
- ③ 前項の場合において、議会で当該決議が否決された場合、塾生は第20条2項及び

3項を準用することができる。

第40条（資格停止）

① 以下の各号に該当する場合、議会は全会一致の議決によって所属団体たる資格を停止することができる。

- 一 代表者の選定方法が民主的ではない場合。
- 二 議会へ正当な理由なく欠席する場合。
- 三 その他自治活動の本旨に照らして不適切な行為を行っている場合。
- 四 本規約、その他全塾協議会が定める規約等または法律に違反している場合。

第41条（約款）

① 所属団体は、約款、規約又は規則（以下「規約等」という。）を定め、これに基づいて運営を行わなければならない。

② 規約等を変更した場合、全塾協議会へ報告しなければならない。

第42条（代表者）

① 所属団体の代表者は、塾生代表がこれを承認する。ただし、上部団体の代表者は、塾生代表の承認を要さない。

② 新任者は定例会又は臨時会に出席し、交代があったことを報告しなければならない。

第43条（報告義務）

各団体の名称、代表者、規約等及びその他全塾協議会が定める事項を変更した場合は、速やかに全塾協議会へ報告しなければならない。

第4節（特別委員会）

第44条（特別委員会）

① 全塾協議会には、特別委員会を置くことができる。

② 詳細は、全塾協議会特別委員会規則に定める。

第45条（準用）

特別委員会には、第3章第3節の規定を準用する。

第46条（選挙管理委員会）

① 選挙及び全塾生を投票人とした投票その他の職務を行うために、選挙管理委員会

を置く。

② 選挙管理委員会に関し必要な事項は選挙規則の定めるところによる。

第4章（会計）

第47条（会計年度）

全塾協議会の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第48条（収入）

全塾協議会の収入は自治会費及びその他の財源を以てこれに当てる。

第49条（配分）

全塾協議会の収入は議会の議決を経て所属団体、特別委員会及び事務局に配分される。ただし、所属団体が全塾協議会から除名された場合、その所属団体に配分された資産はすべて全塾協議会に返金する。

第50条（決算及び予算）

① 塾生代表、所属団体、所属団体を通じて自治会費を配分される傘下団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度決算を報告しなければならない。

② 所属団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度予算を提出しなければならない。

③ 詳細は、財務会計規則によってこれを定める。

第51条（監査）

① 塾生代表、所属団体、特別委員会及び事務局の前年度収支決算監査に関しては全塾協議会がこれを行う。

② 詳細は、監査規則を以てこれを定める。

第52条（公開）

全塾協議会の前年度収支決算は公開しなければならない。ただし、特別の理由が存するときは、議会の議決でこれを非公開とすることができる。

第5章（罰則）

第53条（罰則）

① 本規約その他全塾協議会の規約に反した場合、塾生代表、所属団体、事務局及び特別委員会又はそれらの構成員に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。

② 前項の処分は塾生代表がこれを執行する。ただし、塾生代表が処分対象の場合、事

務局長がこれを執行する。

- ③ 前二項の処分は、議会の議決を必要とする。
- ④ 本条の定める罰則を議決する場合、議長は処分審査会に諮問しなければならない。
- ⑤ 処分に関しては、処分規則にこれを定める。

第6章（細則及び規則等）

第54条（細則及び規則）

全塾協議会は塾生代表、所属団体、事務局又は特別委員会のいずれかの発議と議会の議決によって細則及び規則を定めることができる。

第7章（改正及び廃止）

第55条（改正）

全塾協議会は、塾生代表及び議員のいずれかの発議と議会の議決によって、本規約を改正することができる。ただし、改正について第39条2項及び3項を準用する。

第56条（廃止）

本規約は全塾協議会が解散されたとき、直ちに廃止されその効力は当然に消滅する。

第8章（補則）

第57条（施行期日）

- ① 本規約は、2020年10月1日から施行する。
- ② 施行期日以前は、従前の規約を適用する。

起草者 1992年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 迫田 隆

以上の全塾協議会規約案を全協試案として承認する。

1992年10月19日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 秋山 盛

慶應義塾大学学塾研究団体連盟

代表 高品 振一郎

慶應義塾大学体育会本部

代表責任者 八田 学

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 久野 健太

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 鈴木 信二

慶應義塾大学四谷自治会

委員長 片山 真

慶應義塾大学福利厚生機関

副議長 大島 有志生

改正者 1999年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 岩永 和也

以上の全塾協議会規約改正案として承認する。

1999年12月10日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 志村 真幸

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 濱岡 勇介

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 三浦 元毅

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 白鳥 悟嗣

慶應義塾大学四谷自治会

会長 羽藤 泰

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 松本 恵里子

改正者 2003年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 宮屋敷 陽太

以上の全塾協議会規約改正案として承認する。

2003年10月25日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 関根 仁

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 岡山 悠太

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 宗形 徹也

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 遠藤 将吉

慶應義塾大学四谷自治会

会長 宮田 功一

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 平島 美香

改正者 2005年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 石橋 裕佑

以上の全塾協議会規約改正を承認する。

2005年11月29日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

副委員長 竹田 玲子

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 中木 淳

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 田島 裕貴

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 内藤 慎亮

慶應義塾大学四谷自治会

会長 小林 裕章

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 中尾 雄

改正者 2008年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 加藤 友紀

以上の全塾協議会規約改正を承認する。

2008年11月28日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 岡 由里子

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 儘田 大輔

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 遠藤 禎和

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 高橋 健太

慶應義塾大学四谷自治会

会長 東 尚伸

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 牧田 珠恵

改正者 2009年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 若月 薫

以上の全塾協議会規約改正を承認する。

2009年12月15日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 荒木 智哉

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 岡本 雄司

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 藤田 千紘

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 清水 恵介

慶應義塾大学四谷自治会

会長 東 尚伸

慶應義塾大学芝学友会

会長 大橋 真武

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 星 勝晃

改正者 2012年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会規約改正を承認する。

2012年2月16日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 印南 まどか

慶應義塾大学体育会本部

主幹 簗島 大記

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 久保 友人

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 糸田 朋来

慶應義塾大学四谷自治会

会長 胡谷 俊樹

慶應義塾大学芝学友会

会長 伊藤 大祐

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 齊藤 潤

改正者 2016年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 高井 康佑

以上の全塾協議会規約改正を承認する。

2016年10月25日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 宮本 光一郎

慶應義塾大学体育会本部

主幹樋口 貴仁

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 大庭 集平

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 八木 洋樹

慶應義塾大学四谷自治会

会長 友岡 領

慶應義塾大学芝学友会

会長 中込 愛

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 廣谷 正

改正 2019年10月21日

施行 2019年10月21日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 芹沢 幸輝

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 西澤 勇太

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 高木 哲平

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 溝口 然

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 駒野 裕介

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 前田 稔

改正 2019年12月16日

施行 2019年12月16日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 芹沢 幸輝

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 俣野 陽

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 高木 哲平

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 溝口 然

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 駒野 裕介

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 前田 稔

改正 2020年9月30日

施行 2020年10月1日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 保住 英希

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 芹沢 幸輝

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 俣野 陽

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 吉田 凌太

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 梅山 晃弘

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

議員 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 後藤 圭祐

改正 2023年4月15日

施行 2023年4月15日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

(慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 後藤 美汐

(慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 田村 秀章

(慶應義塾大学 体育会本部 主幹)

議員 藤村 悠哉

(慶應義塾大学 四谷自治会 会長)

議員 村井 祐樹

(慶應義塾大学 福利厚生機関本部 代表)

議員 荒井 大輔

(慶應義塾大学 芝学友会 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太

改正 2023年5月20日

施行 2023年5月20日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

(慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 後藤 美汐

(慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 藤村 悠哉

(慶應義塾大学 四谷自治会 会長)

議員 内島駿介

(慶應義塾大学 全国慶應学生会連盟 委員長)

議員 荒井 大輔

(慶應義塾大学 芝学友会 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太

改正 2023年10月21日

施行 2023年10月21日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

(慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 後藤 美汐

(慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 田村 秀章

(慶應義塾大学 体育会本部 主幹)

議員 藤村 悠哉

(慶應義塾大学 四谷自治会 会長)

議員 市川裕也

(慶應義塾大学 全国慶應学生会連盟 委員長)

議員 荒井 大輔

(慶應義塾大学 芝学友会 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太

改正 2023年12月16日

施行 2023年12月16日

以上の全塾協議会規約改正を決議する。

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

(慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 後藤 美汐

(慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 野田 稜雅

(慶應義塾大学 体育会本部 主幹)

議員 藤村 悠哉

(慶應義塾大学 四谷自治会 会長)

議員 市川裕也

(慶應義塾大学 全国慶應学生会連盟 委員長)

議員 村井 祐樹

(慶應義塾大学 福利厚生機関本部 代表)

議員 荒井 大輔

(慶應義塾大学 芝学友会 代表)

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太